

平成26年11月11日

地域医療に支障を来さないための教員等の公募及び選考に関する基準

1. 本学は、教員の採用にあたっては、現在勤務している地域の医療に支障が生じないように配慮し、医師数が少ない地域から採用することのないようにする。また、特定の機関（大学、病院）から極端に多く採用することのないようにする。
2. 公募指針において意見書を求める「所属長」とは、大学の場合には学部長（研究科長）、病院の場合には病院長、研究機関の場合には機関の長（研究所長・機構長等）とする。
3. 所属長の意見書において、転出することが困難な場合には、選考委員会は、本人の意向等を確認した上で、特に慎重に判断する。なお、本学医学部の教員採用に際して、採用予定の応募者が転出した場合の後任者確保の見通しと地域医療に及ぼす影響についても所属長の意見を基に総合的に判断する。
4. 現所属機関の在職期間が2年未満の場合には、選考委員会は、前所属機関の所属長等に問い合わせを行い、その意見についても参考とする。
5. 選考委員会は、現在の勤務地が東北6県にある者に限らず、すべての応募者について、所属長の意見書を十分に斟酌して慎重に判断する。
6. 上記のほか、選考委員会は、地域医療への影響を判断するにあたり、特に必要と認められる場合には、関係自治体、後任者の所属長及び医師会等、必要な関係者から意見を聴くものとする。
7. 本学は、この基準に基づき、公募及び選考を行っている状況について、地域医療への影響を確認するため、個人情報に十分配慮しながら、採用予定者の情報を教育運営協議会に適切な方法で報告し、教育運営協議会は、これに基づき、地域医療への影響を検証する。
8. この基準の改正については、教育運営協議会の了承を得ることとする。